

和歌山県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とし、予算の範囲内で、医療機関に対し和歌山県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金を交付するものとし、その交付については、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2 この補助金の交付対象となる事業者は、県内に所在し、次のいずれかに該当する医療機関(診療報酬により地域医療体制確保加算を取得しているものを除く。)であって、第7に掲げる事項を満たすものとする。なお、(1)及び(2)の救急医療に係る実績は、申請年度前年の1月から12月までの1年間における実績とする。なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。

(1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

(2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

(3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

(4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

(補助対象事業)

第3 補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、医師の労働時間短縮に向けた取組として、第7(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

(補助の対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、第3に定めた総合的に実施する事業に要する経費とする。

- 2 前項の経費については、医療機関が診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

(交付額の算定方法等)

第5 交付額の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。第2(3)アにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。)1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、第4第1項の経費から寄付金その他の収入額を控除した額に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。

(2) 補助率

ア 資産形成経費：2分の1

イ その他経費：10分の10

(交付の申請)

第6 規則第4条の規定による申請は、和歌山県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事の定める日までに提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の和歌山県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医療機関の実績確認書(様式第1-2号)
- (2) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制等確認書(様式第1-3号)
- (3) 補助金所要額調書(様式第1-4号)
- (4) 事業収支予定明細書(兼収支予算見込書(抄本))(様式第1-5号)
- (5) 事業支出予定(区分別)(様式第1-6号)
- (6) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画(様式第1-7号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の要件)

第7 補助金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年間の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年間の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

※派遣受入医療機関においては、様式 2「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」の（1）イ（オ）に派遣元となる医療機関名を記載すること。

(3) 令和 6 年 3 月までに

ア 医師の時間外・休日労働の上限を年 1,860 時間とする水準（以下 B 水準という。）及び副業・兼業先での労働時間と通算して時間外・休日労働の上限を年 1,860 時間とする水準（以下連携 B 水準という。）の指定を予定している医療機関（各水準に求められている条件を満たす医療機関に限る。）については、各水準の対象となる業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が 1,860 時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下。

イ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下となるよう次の（ア）及び（イ）に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

（ア）現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出したうえで、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

（イ）計画の作成に当たっては、次に掲げる a～g の項目を踏まえ検討したうえで、必要な事項を記載すること。

a 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

b 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

c 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

d 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

e 当直翌日の業務内容に対する配慮

f 交替勤務制・複数主治医制の実施

g 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(交付の条件)

第8 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(民間団体にあつては30万円以上)の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第2号)により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業

を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならないこと。

(11) 前号の報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

（軽微な変更の範囲）

第9 第8第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

（変更の申請等）

第10 第8の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき、又は補助事業を中止（廃止）しようとするとき

和歌山県地域医療勤務環境改善体制整備事業内容変更・中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき

和歌山県地域医療勤務環境改善体制整備事業完了期間延長承認申請書（様式第4号）

（変更等の承認）

第11 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第12 規則第8条第1項の規定による交付申請の取下げは、和歌山県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取消されたものとみなす。

（交付決定前着手の届出）

第13 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 規則第 13 条の規定による報告は、実績報告書（様式第 7 号）を補助事業の完了日の翌日から起算して 30 日以内の日又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

2 規則第 13 条の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助金精算書（様式第 7 - 2 号）
- (2) 事業収支実績額明細書（兼収入支出決算書（抄本））（様式第 7 - 3 号）
- (3) 事業支出実績(区分別)（様式第 7 - 4 号）
- (4) 事業成果報告書（様式第 7 - 5 号）
- (5) その他参考となる資料

(額の確定)

第 15 第 14 の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 16 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、和歌山県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第 17 知事は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第 5 条の規定により交付の決定をした補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、交付請求書（様式第 9 号）及び関係書類を知事に提出しなければならない。

(書類等の検査)

第 18 知事は、補助金の適正な執行を図るため必要と認めた時は、補助事業者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第 19 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年11月4日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。